

消費税対応・確定申告のための決算準備表

年度分

氏名

不動産所得

消費税の確定申告にむけては、年間の売上・仕入・経費それぞれを、各税率ごとに集計する必要があります。この冊子は月毎に各科目を集計いただくための表です。消費税確定申告書の作成には欠かせないものですので、ぜひ、ご活用ください。

- 計算方法が[簡易課税方式]の方は賃貸料等の収入欄のみ作成してください。
[原則課税方式]の方は 賃貸料等と経費欄を記入してください。
作成する際には下記を参考に、それぞれ当てはまる金額を記入してください。

接待交際費 ⑭	非・不課税	・消費税が掛からなかったモノの金額を記入してください。B欄へ
	8%適格	・8%で買った金額(領収書にインボイスの番号記載有)D欄へ
	8%経過措置(8割控除)	・8%で買ったけど領収書に番号が無かったモノの金額 E欄へ
	10%適格	・10%で買った金額(領収書にインボイスの番号記載有)F欄へ
	10%経過措置(8割控除)	・10%で買ったけど領収書に番号が無いモノの金額 G欄へ
	計	・A欄へ



 八尾納税協会

この冊子は[事業所得用]・[不動産所得用]があります。必要な方はダウンロードしてください。

科目	税区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月
賃貸料 ①	非・不課税						
	10%						
礼金・権利金・更新料 ②	非・不課税						
	10%						
	非・不課税						
	10%						
計④							

租 税 公 課 ⑤	非・不課税						
	10%適格						
	10%経過措置(8割控除)						
	計						
損害保険料 ⑥	非・不課税						
	計						
修 繕 費 ⑦	10%適格						
	10%経過措置						
	計						
減価償却費 ⑧	非・不課税						
	計						
利子割引料 ⑨	非・不課税						
	計						
地 代 家 賃 ⑩	非・不課税						
	10%適格						
	10%経過措置(8割控除)						
	計						
給料賃金⑪	非・不課税						
通勤手当等	10%適格						
	10%経過措置(8割控除)						
	計						
	非・不課税						
	8%適格						
	8%経過措置(8割控除)						
	10%適格						
	10%経過措置(8割控除)						
	計						

課税取引金額計算表

不動産所得用

C

科目		A 決算額	B Aのうち課税取引にならないもの(※1)	C (A-B) 課税取引金額
賃貸料 (雑収入を含む)	①	円	円	円
礼金・権利金・更新料	②	円	円	円
	③	円	円	円
計	④	円	円	円

科目		A 決算額	B Aのうち課税取引にならないもの(※1)	C 課税取引金額(A-B)
経	租税公課	⑤		
	損害保険料	⑥		
	修繕費	⑦		
	減価償却費	⑧		
	借入金利子	⑨		
	地代家賃	⑩		
	給料賃金	⑪		
		⑫		
		⑬		
		⑭		
費		⑮		
		⑯		
	その他の経費	⑰		
	計	⑱		

④-⑱ 差引金額	⑲		
----------	---	--	--

※1 B欄には、非課税取引、輸出取引等、不課税取引を記入します。

※2 斜線がある欄は、一般的な取引において該当しない項目です。

Cのうち8%分について記入してください。

8%分

D Cのうち軽減税率適用分

E

Cのうち10%分について記入してください。

10%

F Cのうち標準税率適用分

円
円
円
円

G

D 課税仕入高

E 経過措置(8割控除)の適用を受ける課税仕入高

F 課税仕入高

G 経過措置(8割控除)の適用を受ける課税仕入高



○ 事業用の減価償却資産などの売却（消費税では売上に）あるいは購入（消費税では経費等になります。）があった場合には消費税を含めてその明細を記載してください。

✓を記入	名 称	金額(税込)
<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 購入		円
<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 購入		
<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 購入		
<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 購入		

○[簡易課税方式]を選択している方

簡易課税は、売上の税額に業種ごとに定められた「みなし仕入率」をかけ、売上の税額から差引く「仕入税額」の計算を行う簡便的な計算方法です。

○下表に年間の売上額を下表の事業区分ごとに集計して記載してください。

事業区分	軽減税率8%分	10%分	年間合計(税込)
第1種事業	円	円	円
第2種事業			
第3種事業			
第4種事業			
第5種事業			
第6種事業			
合 計			

《参考》 簡易課税制度の事業区分の表

事業区分	みなし仕入率	該当する事業
第1種事業	90%	卸売業(他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業)をいいます。
第2種事業	80%	小売業(他の者から購入した商品とその性質、形状を変更しないで販売する事業で第一種事業以外のもの)、農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業)をいいます。
第3種事業	70%	農業・林業・漁業(飲食料品の譲渡に係る事業を除く)、鉱業、建設業、製造業(製造小売業を含みます。)、電気業、ガス業、熱供給業及び水道業をいい、第一種事業、第二種事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を除きます。
第4種事業	60%	第一種事業、第二種事業、第三種事業、第五種事業及び第六種事業以外の事業をいい、具体的には、飲食店業などです。なお、第三種事業から除かれる加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業も第四種事業となります。
第5種事業	50%	運輸通信業、金融・保険業、サービス業(飲食店業に該当する事業を除きます。)をいい、第一種事業から第三種事業までの事業に該当する事業を除きます。
第6種事業	40%	不動産業